

区連会 資料 3-9

旭区連合自治会長 各位
旭区自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

迷惑電話防止機能を有する機器の貸与について

区内では特殊詐欺被害が多発しており、その多くは詐欺グループからの電話をきっかけに始まっています。詐欺から身を守るためには、「犯人と話をしないこと」が一番大切です。

旭区役所と旭警察署では、区民の皆さまが電話による詐欺に遭わないよう、迷惑電話防止機能が付いた機器の貸し出しを始めます。

1 貸与対象

申請日において、区内在住の 65 歳以上で、録音された音声その他の情報を特殊詐欺事件の捜査等のため警察に提供することに同意していただける方

2 貸与申込開始日

令和 5 年 6 月 15 日（木）～ ※先着順（100 台）

3 貸与期間

原則 1 年

4 申込方法

旭警察署生活安全課へ電話申込（Tel 361-0110）

※ 受付日：月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

受付時間：9時から16時

※ 令和 5 年 6 月 15 日（木）～先着順で申込受付

5 その他

区民の皆さまには広報よこはま 6 月号でお知らせいたします。



貸与機器

【担当】旭区地域振興課 渋谷、樋口

電話：954-6095 FAX：955-3341

Eメール：as-chishin@city.yokohama.jp